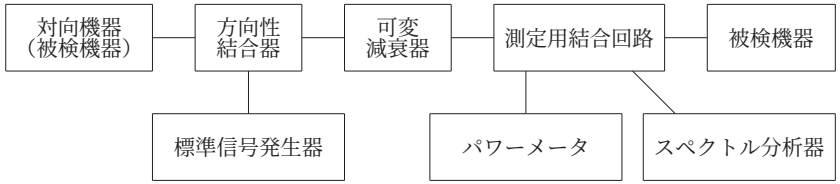
⑵　測定回路ブロック図は、次のとおりとする。



⑶　測定手順は、次のとおりとする。

ア　標準信号発生器の出力は断と、可変減衰器は０dBとしておき、被検機器から対向機器に発信を行う。

イ　被検機器と対向機器との間で通信路が設定され、電波が発射されていることをスペクトル分析器で確認する。

ウ　空きチャネル判定機能により被検機器が電波を発射できない値に標準信号発生器の出力を設定する。

エ　可変減衰器の減衰値を徐々に上げていき、被検機器が送信を開始することを確認する。

オ　通信路を切断し、パワーメータの値を確認する。

カ　制御チャネルと通信チャネルが異なる場合は、それぞれについて確認する。

別表第１号第五項中12を13に、６から11までを１つ繰り下げ、同項５の次に次のように加える。

６　緊急通報機能

㈠　測定用機器は、次のとおりとする。

⑴　オシロスコープ（波形を自動的に記録し、印刷できるもの）

⑵　周波数カウンタ

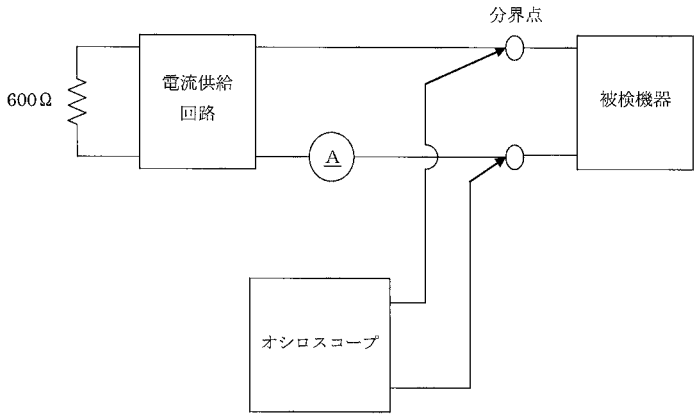
⑶　直流電流計

⑷　電流供給回路

⑸　ＦＦＴアナライザ（被検機器のＰＢ信号送出時間が固定式などで、周波数カウンタの応答時間が長く、通常の測定器で測定困難な場合）

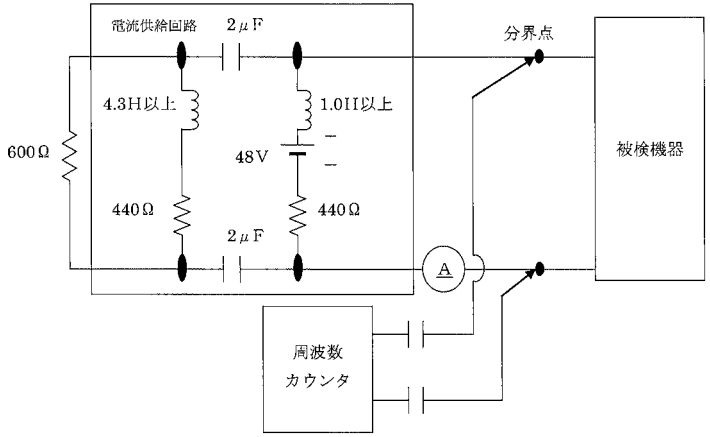
㈡　測定回路ブロック図は、次のとおりとする。

⑴　ダイヤルパルス信号の場合

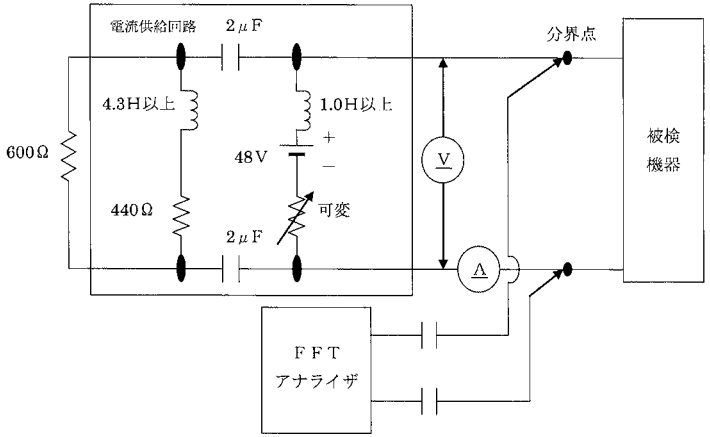


⑵　ＰＢ信号の場合

ア　周波数カウンタによる測定の場合



イ　ＦＦＴアナライザによる測定の場合



㈢　測定手順は、次のとおりとする。

⑴　ダイヤルパルス信号の場合

ア　電流供給回路の極性を設定する。

イ　被検機器をメーク状態にして直流電流値を20mAから120mAまでの任意の値に設定する。

ウ　被検機器のダイヤルスピードを設定する。

エ　被検機器から電気通信番号規則（平成９年郵政省令第82号）第11条各号に規定する電気通信番号に対応したダイヤルパルス信号を送出する。

オ　送出されたダイヤルパルス信号をオシロスコープにより測定し、正しく送出されていることを確認する。